

議会改革検討委員会

第6回報告書

【報告事項】

会期の見直し

平成29年 4月20日

川崎市議会議会改革検討委員会

1 検討結果

当検討委員会では、本件について調査・検討を行い、議論を重ねたが、委員から、現在の4会期制から3会期制へと会期を見直すべきとの意見、会期を通年とすべきとの意見、現状でよいとの意見等があり、検討委員会として意見の一致に至らなかったため、各委員の意見をもって検討委員会の報告に代える。

なお、委員から、将来的に国の法改正や制度改正等の動きがあった際に、再度本件を取り上げ、検討を進めるべきであるとの意見もあったことを付記する。

2 過去の協議経過

会期の見直しについては、平成24年2月9日から平成25年11月29日までの期間で、議会運営検討協議会において計11回にわたり議論された。なお、議会運営検討協議会では、会期の見直しの必要性は意見が一致したものの、具体的な会期の見直しに関しては意見の一致に至らなかった。

(1) 議会運営検討協議会の検討結果

- ・ 会期の日数を増加させることにより、災害時などの緊急時に速やかに会議を開催できること、地方自治法第179条に基づく市長の専決処分を少なくして、議会のチェック機能の強化を図ることができること、閉会中も常任委員会が積極的に活動しているなど、実質的に通年化している本市議会の実態に即した見直しとすることで、市民にわかりやすい議会となることなどから、会期の見直しを行うべきである。
- ・ 会期の見直しにあたっては、地方自治法第102条の2に基づく通年の会期制とするのではなく、従来からの規定である地方自治法第102条に基づく見直しとするべきである。

(2) 議会運営委員会における協議経過

- ・ 平成25年12月17日の議運において、議会運営検討協議会の報告書が提出され、会期の見直しの取扱いについて協議が行われたが、各会派の意見が一致しなかったため、後日の議運において、次期世話人会へ申し送りする旨の確認がなされた。
- ・ 平成27年の川崎市議会議員改選後の議運において、会期の見直しについては議運にて協議を行うことが確認されたが、その後、会議規則に基づく協議等の場として設置された議会改革検討委員会において、他の検討項目とともに協議を行うこととなった（各会派の意見については、資料編「『会期の見直し』に関する各会派の見解」参照）。なお、検討委員会では、3会期制の導入の提案があり、主に3会期制の導入について

て検討を進めてきた。

3 各委員の意見の概要

(1) 会期の見直しに賛成の意見の概要

- ・ 総合計画のような中長期的な計画に係る案件や、中学校給食のような大規模な財政負担を伴う案件についても、閉会中の期間を短縮し開会期間を延長することにより、適宜行政からの情報提供を受けることができ、議会が主体的に題材として取り上げ、議論を深めていくことができるものと思われるため、現状の4会期制を見直すべきである。
- ・ 災害等が発生した際に、執行部任せではなく、災害対策に係る補正予算の議決など、議会として主体的な活動をいかに迅速に実践できるかを考えるべきである。
- ・ 閉会中に執行部が進めた施策について、本来、開会中であれば常任委員会へ報告されるべきものが、情報提供（資料配付）のみという取り扱いとなっている案件も存在しているため、現状の4会期制を見直し、開会期間を延長すべきである。
- ・ 東日本大震災の発生時には、本市議会においても年度末まで会期を延長し、不測の事態に備えたことから、災害等の緊急事態に迅速に対応するためには、会期の継続性は重要な要素であるものとする。会期のあり方について、各会派で一致の可能性が考えられるものは、現実的には通年議会よりも既に神奈川県議会で実績のある3会期制であると思われるため、3会期制の具体的なシミュレーションを早急に実施し、執行部の行事や公務等の日程への影響調査も含め、積極的に検討を進めていくべきである。
- ・ 9月定例会と12月定例会の間は6週間程度閉会中の期間があるが、この期間は委員視察等を行うことが多い時期である。委員視察も議会活動の一環であり、実質的な活動期間と捉えることができることから、現状の9月定例会と12月定例会をつなげて一つの会期とみなし、3会期制とすることを検討するべきである。
- ・ 9月定例会と12月定例会をつなげて3会期制とした場合、これまで閉会中であった期間に開会し議会活動を行うことから、現状の12月定例会の閉会日を前倒しすることも可能と思われる。本市議会は12月下旬まで開会していることもあるため、3会期制を導入し、年末年始の繁忙期に地域での議員活動を行いやすくするよう、改善すべきである。
- ・ 3会期制を導入している神奈川県議会の場合、会期の日数は年間約195日間であり、本市の9月定例会と12月定例会をつないで3会期とした場合の日数とほぼ同じである。閉会中の活動や委員視察等の実質的な活動状況を鑑みるとこの期間を会期とみなすことが妥当と思われるため、本市においても3会期制を導入するべきである。
- ・ 閉会期間を短縮し、開会期間を延長することにより、議会閉会中の議

員活動と議員の身分に関する諸問題についても、ある程度市民の理解を得られるのではないかとと思われる。

- ・ 会期を見直した場合の委員視察や他都市における党務活動等については、他の自治体の事例を参考にし、会期中に市外へ移動する場合のルールを設定することにより、適切に運用ができるものと思われる。
- ・ 3会期制を試行的に導入し、運用していきたいと考える。仮に運用上の課題が発生したとしても、その課題に柔軟に対応することで、議会活動をより活性化することができるものと思われる。
- ・ 3会期制を導入することにより、議決を要する条例改正や工事契約等について、スピード感をもって対応することが可能となり、結果的に市民サービスの向上につながるものとする。
- ・ 議会運営委員会の今年度の視察報告によると、京都市会では3月中旬から4月中旬までの期間を除き、ほぼ年間を通して議会が開会しており、議案等を審議するために集中審議期間を設けて対応しているとのことである。このような手法について、本市でも検討してはいかがかと考える。

(2) 会期の見直しに慎重な意見の概要

- ・ 4月1日施行の条例等について、年度末の3月31日に地方自治法第179条に基づく専決処分が行われる例があるが、3月31日を会期に含んでいる都市では、3月31日当日に本会議を開き、当該議案等を審議している例もあるとのことである。専決処分を減らすことで議会の権限強化にもつながるが、審議される議案には条項ずれなどの定型的な条例改正等も含まれており、効率的な議会運営という視点では懸念が残る。
- ・ 市営住宅関連の訴訟案件のように、議会運営の効率化及び市の滞納対策に関する対応の迅速化が見込まれることから、地方自治法第180条に基づく市長の専決処分の対象に指定した例もある。会期の見直しによるメリットとデメリットはどのようなことが考えられるのか、慎重に研究していくべきである。
- ・ 平成24年の地方自治法改正で、議長等の臨時会の招集請求に対して議長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとされ、必要に応じて閉会中であっても臨時会を開催することができる。また、本市では閉会中も積極的に常任委員会が活動しており、現状でも十分な活動実績があるため、会期を見直す必要があるのか否か、慎重に検討するべきである。
- ・ 会期を見直した場合、これまで閉会中に行っていた行政視察や議員活動、また海外視察などについて、具体的にどのような影響があるのか、さらに検討を進めなければならないと考える。
- ・ 現状の4会期制を継続した場合でも、特に議会運営に関して問題となることはないと思われるため、3会期制の導入に当たっては、導入理由やその必要性について、妥当か否かの検証が必須であるとする。
- ・ 他都市においては、通年議会を導入した後、改めて元の4会期制に戻

した例もあるとのことである。通年議会の導入の検討に際しては、メリット・デメリットを含め慎重に調査・研究していくべきである。

- ・ 9月定例会閉会から12月定例会開会までの期間、委員視察等が行われている現状を考えると、仮にこの期間を会期に含めた場合、緊急に議会が開催されることになった場合に参集が困難であることも想定されるため、会期に含めるべきではないと考える。
- ・ これまで、3会期制の導入をはじめとする会期の見直しの議論を行ってきたが、現状の4会期制で運営上大きな支障はなく、会期を見直すことによるメリットが見出しづらい状況であるため、現状の4会期制を継続し、さらに効率的な議会運営を進めていきたいと考える。

資 料 編

○ 会期の見直しに関する資料 （見直しを行う理由、見直しのメリット・デメリット）	-----	6
○ 議会運営検討協議会第8回報告書（抜粋）	-----	7
○ 「会期の見直し」に関する各会派の見解	-----	8
○ 会期の見直しに関する政令指定都市の状況	-----	9
○ 会期の見直しを行った議会における会期の設定状況 （相模原市、京都市、神戸市、大阪市）	-----	10
○ 神奈川県議会における定例会の開催状況について	-----	12
○ 9月議会と12月議会をあわせて3会期とした場合の シミュレーション	-----	13
○ 市主催の主な行事（平成27年9月～12月）	-----	15
○ 3会期制の導入について（公明党案）	-----	16

会期の見直しに関する資料

1 会期の見直しを行う理由（前期、議会運営検討協議会報告書より）

- 1 災害時などの緊急事態にも迅速に対応できるようにするため。
- 2 地方自治法第179条に基づく市長の専決処分を少なくし、議会のチェック機能の強化を図るため。
- 3 閉会中も常任委員会を積極的に活動しているなど、通年化している議会の実態に即した見直しを行うため。
- 4 時宜に合った議決が行えるなど、市民サービスの向上につながるため。

2 会期の見直し（会期の長期化）を行うメリット

- ① 長の議会招集後は、会期中で、議会活動を機動的、弾力的に活動を行うことができる。
- ② 突発的な自然災害や緊急の行政課題等が発生した場合に、会期中の事案として柔軟に対応できる態勢をとることができる。
- ③ 会期の期間が増加することで、議会活動を充実させることが可能となる。
- ④ 会期中は、長の専決処分として「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき」という要件は適用されなくなることになり、専決処分が少なくなり、議会におけるチェック機能を果たすことができる。
- ⑤ 議案等の提出が行いやすくなり、時宜にあった議決が可能となる。
- ⑥ 時宜にあった意見書案、決議案等の提出、議決が可能となる。

3 会期の見直しを行った場合のデメリット

- ① 会期中は議会活動が優先されるため、会派・議員活動に影響する。
- ② 議会関係の日程増加に伴い執行部の行政効率に影響を及ぼす可能性がある。
- ③ 執行部（市）の行事に影響を与え、議会日程を変更する場合、行事の予定が立てにくくなる。
- ④ 委員会視察、海外視察、公務出張等の日程に影響が出る。特に緊急的に会議を開催する場合、視察等の日程変更等の必要が生じる。
- ⑤ 一事不再議の原則により、会期中に議決した事件と同一の事件を提出できない期間が長くなる。

議会運営検討協議会第8回報告書（抜粋）

【会期の見直し】

1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、協議会としての結論に至った。

- (1) 会期の日数を増加させることにより、災害時などの緊急時に速やかに会議を開催できること、地方自治法第179条に基づく市長の専決処分を少なくして、議会のチェック機能の強化を図ることができること、閉会中も常任委員会が積極的に活動しているなど、実質的に通年化している本市議会の実態に即した見直しとすることで、市民にわかりやすい議会となることなどから、会期の見直しを行うべきである。
- (2) また、会期の見直しにあたっては、地方自治法第102条の2に基づく通年の会期制とするのではなく、従来からの規定である地方自治法第102条に基づく見直しとするべきである。
- (3) なお、協議会では、会期の見直しの必要性は意見が一致したものの、具体的な会期の見直しに関しては、各委員から、現在検討が行われている決算審査の見直しの実施状況を勘案した上で具体的な会期の見直しの検討を進めるべきとの意見、地方自治法第102条に基づく通年議会とするべきとの意見、ただちに通年議会とするのではなく、3会期制、2会期制のあり方を検討するべきとの意見、会期を見直した場合のメリット、デメリットを検討するべきとの意見など、様々な意見があるため、具体的な会期の見直しについては、更なる検討が必要である。具体的な会期の見直しは、一致しなかったが、ここで報告書を取りまとめ、議運に報告することと決した。

平成27年2月9日現在

各 会 派 の 意 見	
自 民 党	<p>・ 団では様々な意見があり議論の時間が必要である。議会全体のあり方を変更する大変重要なテーマでもあるため、時間をかけて、拙速な議論は避けるべきであると考えている。</p>
公 明 党	<p>・ 専決処分の解消等を考慮し、会期の見直しを行い、通年議会とするべきと考える。2会期制、3会期制も含めて、一定の議会改革の結論を出せるようにするべきである。</p>
民 主 党	<p>・ 専決処分の解消、重大な事故、災害時の迅速な体制構築のため、通年議会とするべきであり、来期から導入が図れるように、今年度中に議論を深めて結論が出ればよいと考えるが、時間をかけて協議するべきとの意見も尊重していきたい。また、来期の早い段階で、一定の方向性が見出されればよいと考えている。</p>
共 産 党	<p>・ 会期の見直しに当たっては、必要性については一定の理解をしているが、具体的な見直しに当たって、報告書のとおり、メリット、デメリットを検討するべきと考え、また、現状の4会期制で大きな支障がないこともあり、改選後に改めて慎重な議論を行うこととしてもよいのではないかと考えている。</p>
新 し い 川 崎 の 会	<p>・ 通年議会、2会期制、3会期制の見直しの方法は様々あると思うので、柔軟に考えていきたい。今後については、時間をしっかりと作って議論をする必要があると考えており、議運で協議を行うことになれば、協議に参加していきたい。</p>

会期の見直しに関する政令指定都市の状況

平成 27 年 10 月現在

1 定例会の回数を年 4 回としている都市…… 16 市

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、新潟市、静岡市、
浜松市、名古屋市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、
熊本市、**川崎市**

2 定例会の回数を年 3 回としている都市…… 1 市

大阪市

3 定例会の回数を年 2 回としている都市…… 1 市

神戸市

4 定例会の回数を年 1 回としている都市…… 2 市

京都市、相模原市

※ いずれの都市も、地方自治法第 102 条に基づく定例会

※（参考）地方自治法（抜粋）

（定例会及び臨時会）

第 102 条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

（略）

（会期制度）

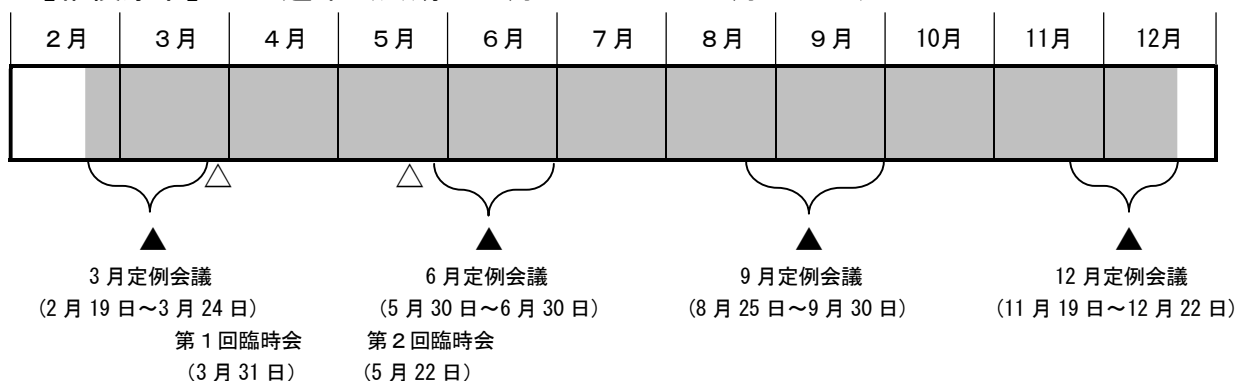
第 102 条の 2 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

会期の見直しを行った議会における会期の設定状況

※平成26年（度）の状況

◎通年議会

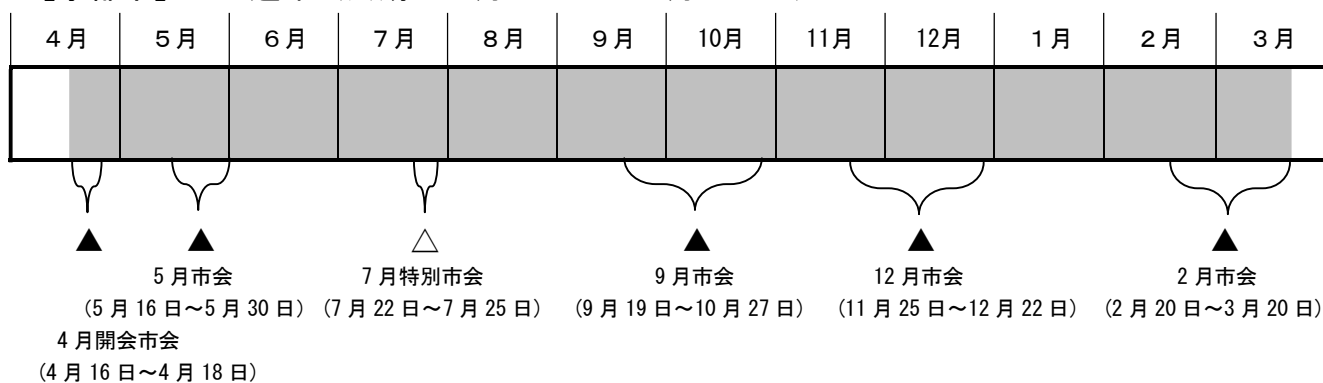
【相模原市】 通年（会期：2月19日～12月22日）



第1回臨時会：市税条例の一部改正ほか

第2回臨時会：和解、損害賠償額の決定、特別委員会の設置、監査委員の選任ほか

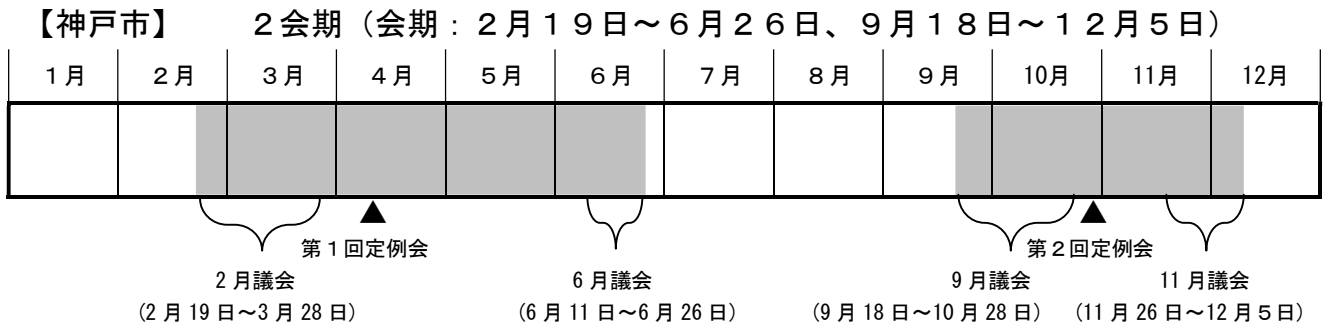
【京都市】 通年（会期：4月16日～3月20日）



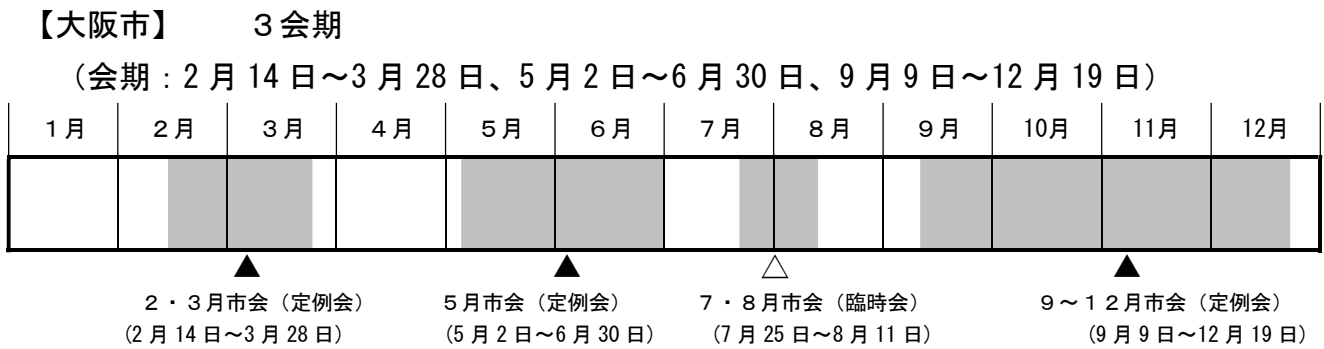
4月開会市会：会期の決定、損害賠償額の決定、市税条例の一部改正の専決処分の承認、訴訟上の和解ほか

7月特別市会：工事請負契約の締結、損害賠償額の決定、訴訟上の和解ほか

◎ 2 会期制



◎ 3 会期制



7・8 月市会（臨時会）：訴訟の提起、大阪市の会における大阪府・大阪市特別区設置協議会委員の推薦
 手続に関する条例案ほか

神奈川県議会における定例会の開催状況について

1 神奈川県議会の会期の設定について（平成27年の状況）

【神奈川県】3会期制

（会期：2月17日～3月13日、5月12日～7月13日、9月8日～12月22日）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		▲			▲				▲		
		第1回定例会 (2月17日～3月13日)			第2回定例会 (5月12日～7月13日)				第3回定例会 (9月8日～12月22日)		

2 平成27年第3回定例会会期日程（概要）

開催日（曜日）	会議名	備考
9月 8日（火）	議会運営委員会・本会議 ・議案説明会・常任委員会	知事提案説明
9月10日（木）	本会議	代表質問1日目
9月11日（金）	本会議・議会運営委員会	代表質問2日目
9月14日（月）	本会議	代表質問3日目
9月16日（水）	本会議	一般質問1日目
9月17日（木）	本会議	一般質問2日目
9月24日（木）	本会議	一般質問3日目
9月25日（金）	議会運営委員会・本会議	一般質問4日目・付託
9月29日（火）～10月 9日（金）	常任委員会・特別委員会	
10月15日（木）	本会議	議案の採決
10月19日（月）～11月10日（火）	決算特別委員会	
11月30日（月）	議会運営委員会・本会議	知事提案説明
12月 2日（水）	本会議	代表質問1日目
12月 3日（木）	議会運営委員会・本会議	代表質問2日目
12月 4日（金）	本会議	代表質問3日目
12月 8日（火）	本会議	一般質問1日目
12月 9日（水）	議会運営委員会・本会議	一般質問2日目・付託
12月11日（金）～12月17日（木）	常任委員会・特別委員会	
12月22日（火）	議会運営委員会・常任委員会・本会議	議案の採決・閉会

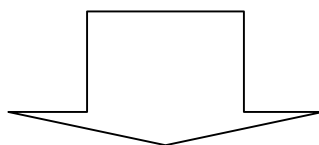
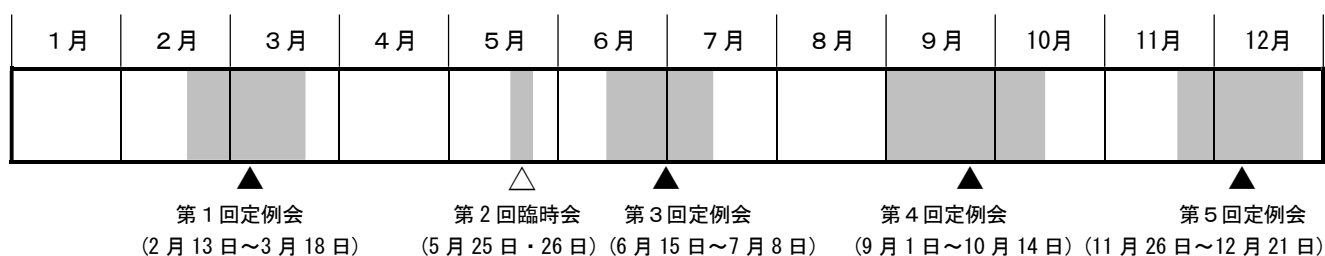
9月議会と12月議会をあわせて 3会期とした場合のシミュレーション

1 会期のイメージ

【川崎市】4会期（現行）

平成27年

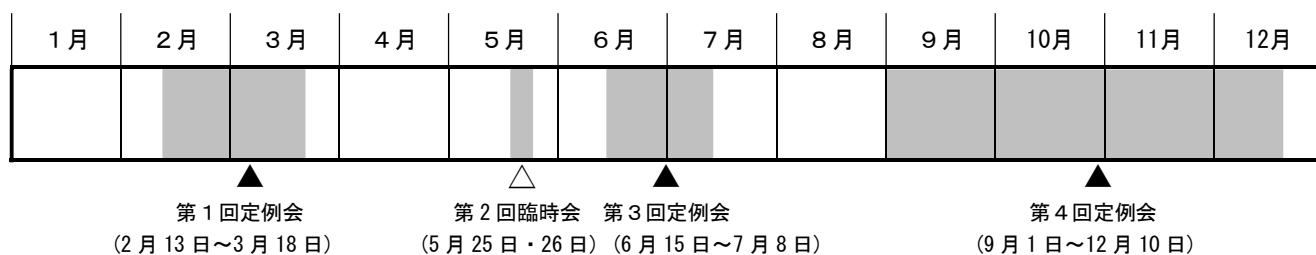
（会期：2月13日～3月18日、6月15日～7月8日、9月1日～10月14日、11月26日～12月21日）



【川崎市】3会期制のシミュレーション

平成27年

（会期：2月13日～3月18日、6月15日～7月8日、9月1日～12月10日）



2 会期のシミュレーション(9月～12月)

【平成27年】

日	曜日	本会議	委員会等	摘 要
9/1	火	本会議 (第1日)	委員会	提案説明等
2	水		議会運営 委員会	
3	木	本会議 (第2日)		(審査中の請願・陳情にかかわる質問通告締切日 午後3時) (第1回請願・陳情締切日 午後5時)
4	金		議会運営 委員会	(代表質問発言通告締切日 午後1時)
5	土			
6	日			
7	月			
8	火			
9	水			
10	木	本会議 (第3日)		代表質問①
11	金	本会議 (第4日)	正副委員長 会	代表質問②等、 決算審査特別委員会設置、決算等議案付託
12	土			
13	日			
14	月		委員会	
15	火		委員会	
16	水			(討論発言通告締切日 午後3時) (第2回請願・陳情締切日 午後5時)
17	木		議会運営 委員会	
18	金	本会議 (第5日)	正副委員長 会	委員長報告、討論、採決等
19	土			
20	日			
21	月			敬老の日
22	火			国民の休日
23	水			秋分の日
24	木		決算審査 特別委員会	正副委員長互選、決算等議案説明、分科会設置
25	金		(議案研究)	(決算審査特別委員会分科会発言通告締切日 午後1時)
26	土			
27	日			
28	月		(議案研究)	
29	火		決算審査 特別委員会	分科会局別審査(総務分科会)
30	水		決算審査 特別委員会	分科会局別審査(市民分科会、まちづくり分科会)
10/1	木		決算審査 特別委員会	分科会局別審査(健康福祉分科会、環境分科会)
2	金		決算審査 特別委員会	分科会局別審査(総務分科会)
3	土			
4	日			
5	月		決算審査 特別委員会	分科会局別審査(市民分科会、まちづくり分科会)
6	火		決算審査 特別委員会	分科会局別審査(健康福祉分科会、環境分科会)
7	水		(議案研究)	(決算審査特別委員会総括質疑発言通告締切日 午後1時)
8	木		(議案研究)	
9	金		(議案研究)	
10	土			
11	日			
12	月			体育の日
13	火		(議案研究)	
14	水		決算審査 特別委員会	分科会報告、総括質疑、採決
15	木			
16	金			
17	土			
18	日			
19	月			
20	火			
21	水			

日	曜日	本会議	委員会等	摘 要
22	木			
23	金			
24	土			
25	日			
26	月			
27	火			
28	水			
29	木		委員会	所管事務調査等
30	金		委員会	所管事務調査等
31	土			
11/1	日			
2	月			
3	火	文化の日		
4	水		議案申し入れ (追加提出分)	
5	木		委員会	所管事務調査等
6	金		委員会	所管事務調査等
7	土			
8	日			
9	月			
10	火		(議案書配付)	
11	水		議会運営 委員会	
12	木		委員会	提出予定議案の説明
13	金		委員会	提出予定議案の説明
14	土			
15	日			
16	月			
17	火	本会議 (第6日)	委員会	採決(決算等議案)、提案説明等(追加提出分)
18	水		議会運営 委員会	
19	木	本会議 (第7日)		(審査中の請願・陳情にかかわる質問通告締切日 午後3時) (第3回請願・陳情締切日 午後5時)
20	金		議会運営 委員会	(代表質問発言通告締切日 午後1時)
21	土			
22	日			
23	月	勤労感謝の日		
24	火			
25	水			
26	木	本会議 (第8日)		代表質問①
27	金	本会議 (第9日)	正副委員長 会	代表質問②
28	土			
29	日			
30	月		委員会	
12/1	火		委員会	(一般質問発言通告締切日 午後1時)
2	水			(討論発言通告締切日 午後3時)
3	木		議会運営 委員会	
4	金	本会議 (第10日)		委員長報告、討論、採決等
5	土			
6	日			
7	月	本会議 (第11日)		一般質問
8	火	本会議 (第12日)		一般質問 (第4回請願・陳情締切日 午後5時)
9	水	本会議 (第13日)		一般質問
10	木	本会議 (第14日)	正副委員長 会	一般質問等、閉会

市主催の主な行事（平成27年9月～12月）

※ 議長に出席依頼のあったものを参考に作成

【9月】

- 2日（水） 11:00 平成27年度川崎市優良業者表彰式
- 3日（木） 13:30 第45回川崎市老人福祉大会・第10回川崎市老人クラブ大会
- 11日（金） 10:00 第44回川崎市立小学校特別支援学級合同運動会
- 12日（土） 10:00 第45回川崎市立中学校特別支援学級合同運動会
- 27日（日） 9:45 てくのかわさき技能フェスティバル2015

【10月】

- 10日（土） 12:00 第42回川崎みなと祭り
- 14日（水） 15:30 第28回全国健康福祉祭やまぐち大会川崎市選手団結団式
- 20日（火） 14:00 平成27年度川崎市戦没者追悼式
- 22日（木） 9:00 第15回全国障害者スポーツ大会川崎市選手団出発式
- 27日（火） 13:30 第53回川崎市社会福祉大会
16:30 第15回全国障害者スポーツ大会川崎市選手団成績報告会
- 31日（土） 10:00 川崎市立大谷戸小学校校舎落成・創立50周年記念式典

【11月】

- 1日（日） 10:00 第38回かわさき市民祭り開会式
- 5日（木） 13:45 第44回川崎市文化賞等贈呈式
- 7日（土） 10:00 川崎市百合丘小学校創立50周年記念式典
- 14日（土） 13:00 被爆樹木の木苗樹式
- 15日（日） 8:40 2015川崎国際多摩川マラソン
- 20日（金） 14:00 かわさきマイスター認定式・川崎市技能功労者等表彰式
- 21日（土） 10:00 川崎市立子母口小学校創立50周年記念式典

【12月】

- 5日（土） 14:00 平成27年度障害者週間記念のつどい

【現状】

平成28年12月13日
議会改革検討委員会資料
(公明党提出)

定例議会（平成27年）

	開会日	閉会日	日数
3月	2月13日	3月18日	34
6月（臨時）	5月25日	5月26日	2
6月	6月15日	7月8日	24
9月	9月1日	10月14日	44
12月	11月26日	12月21日	26
			130

・・・ A

閉会中審査（平成27年）

	日数		
総務	20		
市民（文教）	16		
健康福祉	15		
まちづくり	20		
環境	13		
計	84	平均	16.8

・・・ B

A + B =	146.8
1年365日に占める割合→	40%

（参考）

神奈川県議会（3期制）の開会日数（平成27年）	195
1年365日に占める割合→	53%

【提案】

定例議会（平成27年）

	開会日	閉会日	日数
3月	2月13日	3月18日	34
6月（臨時）	5月25日	5月26日	2
6月	6月15日	7月8日	24
9月	9月1日	10月14日	44
12月	11月26日	12月21日	26
			130

. . . ①

閉会中審査（平成27年）

	日数		
総務	20		
市民（文教）	16		
健康福祉	15		
まちづくり	20		
環境	13		
計	84	平均	16.8

. . . ②

①+②=	146.8	. . . ③
1年365日に占める割合→	40%	

提案

9月定例会と12月定例会の間では、ほぼ全議員が1～2回（場合によっては3回）の視察活動を行っているので、このことを考慮して9月定例会と12月定例会をつないで「3期制」とする

9月定例会と12月定例会をつないだ場合に増える日数

10月14日	～	11月26日	42	. . . ④
--------	---	--------	----	---------

（42日＝6週間で、このうち3～4週間は視察等活動期間となる）

③+④=	188.8	
1年365日に占める割合→	52%	

（参考）

神奈川県議会（3期制）の開会日数（平成27年）	195	
1年365日に占める割合→	53%	